

## 九州大学同窓生連携推進室規程

平成25年度九大規程第20号  
施行：平成25年 8月 1日  
最終改正：平成28年 3月31日  
(平成27年度九大規程第77号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、同窓生連携推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）と同窓生が組織する団体（以下「同窓生団体」という。）との連携推進に係る具体的方策の企画・立案に関すること。
- (2) 同窓生団体の活動の支援に関すること。
- (3) 本学学生の就職に係る同窓生団体との連携推進に関すること。
- (4) その他同窓生団体との連携推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進室は室長、副室長及び室員をもって構成する。

#### (室長)

第4条 室長は、役員又は職員のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

#### (副室長)

第5条 副室長は、役員又は職員のうちから室長の推薦に基づき、総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

#### (室員)

第6条 室員は、職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

#### (コーディネーター)

第7条 推進室に、第2条第3号の業務を推進するため、コーディネーターを置くことができる。

2 コーディネーターは、第2条第3号の業務の推進に関し適当と認められる者(学外者を含む。)のうちから総長が指名又は委嘱する。

#### (事務)

第8条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部同窓生・基金課において処理する。

#### (補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第77号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。